

償却資産（固定資産税）申告の手引き



固定資産税をはじめとする町税は、福祉や子育て、町道の整備・除排雪など町のさまざまな行政サービスを行うための貴重な財源となっています。申告は、正しく期限内に行ってください。

申告書提出期限 令和8年1月30日（金）

窓口の混雑緩和のため、eLTAX や郵送での提出にご協力願います。

- ※1 受付開始日は、令和8年1月5日（月）となります。
- ※2 資産の増減がない方、該当する資産がない方、休業・廃業・移転等で資産がなくなった方も申告書の提出をお願いします。
- ※3 eLTAX 又は貴社様式により申告書を提出された方については、翌年度より申告書等の送付を省略いたしますので、ご了承ください。
- ※4 申告書の控えに受付印が必要な方は、ご自身で申告書の写しを作成し、申告書と併せて提出してください。（郵送で提出される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。）
- ※5 申告書等を郵送で提出される方に、宛先として使用可能なラベルを最終面に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。
また、インターネットを使用した申告も可能です。詳しくは、eLTAX（エルタックス）ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

eLTAX の QR コードはこちら→



1 固定資産税における償却資産とは

償却資産は、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます。

（１）償却資産の対象となるもの

- ① 構築物（門、塀、広告塔、駐車場の舗装、建物附帯設備、暗渠など）
- ② 機械及び装置（飲食店用設備、浴場業用設備、理美容業設備、ガソリンスタンド設備など）
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両及び運搬具（大型特殊自動車など）

● 償却資産申告対象車両

（Ａ）大型特殊自動車（ショベルカー、除雪車、モーターグレーダー等）

具体的には、次の自動車登録番号を付けている自動車になります。

① 「０」、「００～０９」、「０００～０９９」（建設機械に該当）

② 「９」、「９０～９９」、「９００～９９９」（建設機械以外のもの）

（Ｂ）最高速度時速３５ｋｍ以上の農耕作業用自動車。（速度で判断）

（Ｃ）農耕作業用以外の自動車の場合、長さ４．７ｍ、幅１．７ｍ、高さ２．８ｍ、最高速度時速１５ｋｍの４つの条件を１つでも超える自動車。

- ⑥ 工具、器具、備品（机、椅子、パソコン、コピー機、冷暖房機器、医療機器、自動販売機など）

業 種	主な償却資産の例
各業種共通	駐車場設備、外構、借家物件の内装・設備工事、受変電設備、ルームエアコン、広告塔、ネオンサイン、簡易間仕切り、看板等
事 務 系	事務机、椅子、応接セット、パソコン、コピー機等
飲 食 店	テーブル、椅子、厨房器具、冷凍冷蔵庫、カラオケセット等
理・美容業	理美容椅子、サインポール、パーマ機、消毒殺菌器等
医（歯）業	医療機器、事務機器、待合室用椅子等
小 売 店	商品陳列棚、自動販売機、レジスター等
農 業	ビニールハウス、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等

（２）償却資産の対象とならないもの

- ① 耐用年数が１年未満のもの
- ② 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ③ 生物（ただし、鑑賞等に使用する場合は申告対象）
- ④ 棚卸資産（商品、製品、原材料、消耗品、貯蔵品等）
- ⑤ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ⑥ リース資産（所有権留保付売買資産は除く）
- ⑦ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ⑧ 税務会計上
 - ・取得価額（１個又は１組）が１０万円未満のもの
ただし、法人の場合は税務会計上、固定資産勘定に資産計上したものについては、申告の対象となります。
 - ・取得価額（１個又は１組）が２０万円未満のもので３年間の一括償却としたもの
ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の方が３０万円未満の全額損金算入特例を適用したものについては、申告の対象となります。

申告対象区分

経理区分 取得価額基準	一時の損金・ 必要経費とし たもの	(3年間の) 一括償却とし たもの	固定資産勘定に 資産計上したもの (法人の場合)	中小企業者等の 全額損金算入特例 を適用したもの
10万円未満	×	×	○	
10万円以上 20万円未満		×	○	○
20万円以上 30万円未満			○	○

2 法人税・所得税との主な違い

項目	法人税・所得税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期日）	暦年（1月1日）
減価償却の方法	定額法、定率法（平成10年4月以降取得の建物を除く）の選択制	定率法のみ 固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却 （所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

3 償却資産の申告について

（1）申告が必要な方

令和8年1月1日現在、償却資産を所有されている方

※前年中に資産の増減がない方、該当する資産がない方、休業・廃業・移転等で資産がなくなった方は、償却資産申告書の「項目20」の該当する番号に○印をし、償却資産申告書のみ提出してください。

（2）申告書等の提出先

当別町総務部税務課資産税係

（3）申告書等の提出期限

令和8年1月30日（金） ※受付開始日は、令和8年1月5日（月）となります。

（4）提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書

- ・初めて申告する方は、全資産を記載してください。
- ・「資産の名称等」欄は、20文字以内で記載してください。
- ・資産が増加した方は、空欄部分に増加資産の名称、取得価額等を記載してください。
- ・資産が減少した方は、減少となる資産の行に線を引いて、右横の空白箇所に減少年月と理由（売却、滅失、移動等）を記載してください。

- ③ 販売証明書等の増加した資産の取得価額が分かるもの（個人事業主の方）
- ④ 借入使用資産調書（リース等により借入使用している資産がある方）

(5) 提出の際の注意事項

- ① 償却資産申告書「3 個人番号又は法人番号」欄は、必ず記載してください。
「個人番号」を記載された方で、書類を窓口を持参される方は、個人番号と本人確認ができる書類を提示してください。書類を郵送される方は、個人番号と本人確認ができる書類の写しを添付してください。
- ② 控えが必要な方は、申告書の写しを作成し、控えとして大切に保管してください。
申告書の控えに受付印が必要な方は、ご自身で申告書の写しを作成し、申告書と併せて提出してください。郵送で提出される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
返信用封筒が同封されていないものは返送しませんので、ご了承ください。
- ③ 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち、一定の要件を満たす場合に固定資産税の特例を受けることが出来ますので、認定書の写しや対象資産の明細が分かる書類などを添付してください。
- ④ テントハウスやメガドーム（膜材を使用し、アンカーボルト等で基礎が緊結されているもの）については、一定の要件を満たすものであれば家屋として認定しますので、取得された場合はご連絡ください。

4 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力願います。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

調査の結果、資産の申告漏れ等が判明した場合には、申告内容を修正し、提出していただきます。

5 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度分だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。偽りその他の不正の行為により税額を免れた場合は、地方税法第17条の5第7項の規定により7年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

提出及び問合せ先

申告についてご不明な点などある方は、税務課資産税係までお問い合わせください。
期限までに申告書等を提出できない場合は、必ず電話等によりご連絡ください。

当別町総務部税務課資産税係

電 話 (0133) 23-2333 (直通)

受付時間 8時45分～17時15分 (土日祝日を除く)

〒061-0292
当別町白樺町58番地9

当別町総務部税務課資産税係 行

← 申告書等を郵送で提出する場合、
このラベルを切り取って封筒に
貼付し、ご利用ください。

